

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、高等職業訓練促進給付金を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます。

貸付対象者

高等職業訓練促進給付金^{※1}の支給を受けており、就職に有利な資格の取得を目指す養成機関の修了後、取得した資格が必要な業務に5年以上従事しようとする方

※1 高等職業訓練促進給付金

20歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父が、看護師、保育士等の資格取得を目的に6か月以上の養成機関に修業する場合で、資格の取得が見込まれる時に、修業期間中（上限4年）の生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金（所得により月額100,000円又は70,500円）を支給しています。ただし、所得が児童扶養手当支給水準の方に限ります。



貸付の種類と金額等

◎入学準備金 500,000円以内

申請は、養成機関への入学後から可能です。

申請期限：養成機関に入学後3か月以内



◎就職準備金 200,000円以内

申請は、資格を取得し、就職が内定した時点から可能です。

申請期限：養成機関を修了後、1年以内に資格を取得かつ当該資格が必要な業務に就職した日から3か月以内

貸付金の返済

貸付金は、養成機関を退学したとき、養成機関を修了後、1年以内に取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき、必要な届出を行わなかったときなどには、5年以内の返済が必要です。（連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1%の利子）

ただし、養成機関を修了後、1年以内に資格を取得かつ取得した資格が必要な業務に就職し、5年間従事した場合には、全額返済が免除されます。

申請や御相談については

「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」044-733-1166 まで

※本事業は、市の補助事業として、川崎市社会福祉協議会が実施するものです。

※その他のお問合せは、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 電話：044-200-2672 まで